

## 平成30年度小学校スクールゾーン内ブロック塀等実態調査の対象となったブロック塀等を所有・管理する皆様へ

調査の対象となったブロック塀等を所有・管理される皆様には、調査へ御協力いただき誠にありがとうございました。

調査結果については、各土木事務所から通知しましたが、調査結果ごとの「所見」と「必要となる対応」については下表のとおりですので、それぞれの調査結果に応じて、適切な維持管理や経過観察、詳細な調査又は改善を実施していただきますようお願いいたします。

また、お住まいの市町村によっては、ブロック塀等に対する補助を行っている場合がありますので、調査や改修等を行う場合には、事前に市町村にも相談してください。

なお、宮城県が平成31年4月19日に発表した実態調査の結果では、下表の備考欄に記載の判定区分としておりますので参考にしてください。

皆様への通知内容 (調査結果)	所見	必要となる対応	備考(県発表による判定区分)
特に問題なし	劣化がないか軽微であり、また、建築基準法の仕様基準※ <sup>1</sup> に適合していることから、特に問題となる箇所はありません。	今後とも適切な維持管理を行うようお願いします。	特に問題がない
要注意(危険度1) 注意事項あり	・建築基準法の仕様基準※ <sup>1</sup> に適合しています。 ・現状では劣化が比較的少ないですが、今後劣化の進行等により改修が必要となる可能性があります。	注意すべき事項について経過観察を行い、必要に応じて専門家※ <sup>2</sup> へ相談願います。	経過観察が必要
要改善(危険度1) 改善事項あり	現状では劣化が比較的少ないですが、控壁又は高さ・壁厚が建築基準法の仕様基準※ <sup>1</sup> に適合していません。	専門家※ <sup>2</sup> へ相談の上、詳細な調査等を行うようお願いします。	詳細調査が必要※ <sup>3</sup>
要改善(危険度2) 改修や除却の必要あり	劣化が進行していること等により改修等が必要です。	専門家※ <sup>2</sup> へ相談の上、改修等の改善を行うようお願いします。	改修等が必要※ <sup>3</sup>
緊急改善(危険度3) 注意表示及び改修や除却の必要あり	劣化が進行し、傾斜やぐらつき等があるため危険性が高く、除却が必要です。	・早急に除却等の改善を行うようお願いします。 ・改善を実施するまでの間は、ブロック塀等に通行人へ注意を促す表示をするようお願いします。	除却が必要

※1 建築基準法施行令第61条、第62条の6及び第62条の8(ただし書きを除く。)の基準をいいます。

※2 ブロック塀等に関する専門的知識を有する建築士や技術者が所属する以下の団体等をいいます。

なお、電話による相談は無料ですが、調査や改修等に係る費用は有償となります。

公益社団法人日本エクステリア建設業協会宮城県支部 tel 022-344-6225

宮城県コンクリートブロック協業組合 tel 0223-34-1360

一般社団法人宮城県建築士会 tel 022-298-8037

一般社団法人宮城県建築士事務所協会 tel 022-223-7330

一般社団法人宮城県建設業協会 tel 022-262-2211

※3 詳細な調査等を行うことにより、安全性が確認される場合があります。

# 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）によるブロック塀等の基準

## ■組積造のへい

（組積造のへい）

第61条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の $1/10$ 以上とすること。
- 三 長さ4 m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 cm以上とすること。

## ■コンクリートブロックの目地及び空洞部

（目地及び空洞部）

第62条の6 コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

## ■補強コンクリートブロック造の塀

（塀）

第62条の8 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ1.2 m以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 m以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 cm（高さ2 m以下の塀にあっては、10 cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9 mm以上の鉄筋を縦横に80 cm以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4 m以下ごとに、径9 mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの $1/5$ 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合において、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 cm以上とし、根入れの深さは30 cm以上とすること。